

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

寝屋川市長 広瀬 慶輔

市町村名 (市町村コード)	寝屋川市 (272159)
地域名 (地域内農業集落名)	木屋地区 (木屋町・木屋元町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

寝屋川市の北部に位置しており、6.1haの水田が広がる。水稻を中心に耕作している。一部は貸農園となっており、市が運営・管理する貸農園もある。

【課題】

高齢化が進み、農地所有者の一定数は後継者が離れたところにいる、あるいは、後継者がいない。又、アンケート結果より5年後、10年後は離農意向の農家が増加していることから、担い手の確保が今後の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・将来に渡って良好な地域環境を保全していくためには、周辺住宅地域と良好な関係を維持しつつ、農業者や農業者以外の者が連携して農用地、水路、農道及びため池等の維持活動を行うことが重要である。
・さらに耕作放棄地の防止を図るために、本地区での主たる栽培作物である水稻を基本としながら、将来的には営農意欲の高い農業者への農地利用の促進を図り、地域の活性化に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地すべてを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農意欲の高い農業者へ農地利用を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
本地区は、現状では認定農業者や集落営農組織などの農業を担う者が不在であり、農地所有者が営農している現状である。今後、営農を拡大したい担い手農家や農業関連企業が出てきた際には、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への貸借を進めるなど検討したい。
(3)基盤整備事業への取組方針
・国・府・市等の補助金制度の活用も視野に入れ、必要に応じて農道整備や、水路改修工事を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
本地区の農地を良好に維持するため、既存の農業者を中心に、地域住民や農業ボランティアを希望する者など、幅広く担い手の確保に努める。新規参入希望者がある場合は市、府が連携して参入から定着までをサポートする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

計画区域の変更等に伴う「協議の場」の扱いは次の通りとする。

【協議の場の簡略化の対象とする事項】

1. 農地を農地法第3条または農地中間管理事業を活用して新たに、または継続して貸借する場合。
2. 農地法第4条または第5条による農地の転用のうち、目標地図において担い手への集積予定がなく、「今後検討」となっている農地で、かつ農地法の許可基準を満たしており、近隣農地所有者等との協議経過を付したものの。

【協議の場を簡略化する場合の手法】

協議の場を簡略化する場合、申請者は隣接する農地の所有者、その地域を担当する農業委員に周知し、その結果を申請書類に添付すること。

これを受けて、市はHPにて地域計画の変更予定があることを一定期間公表する。

これをもって、「協議の場」を実施したとみなす。